

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料 11 番
所 管 人 事 課

## 大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

地方公務員法の改正に伴い、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し、その除外対象としている再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるため、条例を改正する。

### 2 改正概要

再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備

### 3 施行日

令和5年4月1日

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 31 年 9 月 28 日 条例第 12 号</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、大田区非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し規定することを目的とする。ただし、法令及び条例で特別の定めがあるものは、この限りでない。</p> <p>第 2 条から第 5 条まで （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 31 年 9 月 28 日 条例第 12 号</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、大田区非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し規定することを目的とする。ただし、法令及び条例で特別の定めがあるものは、この限りでない。</p> <p>第 2 条から第 5 条まで （略）</p>